

平成 25 年対象・26 年報告版

(提出期間：平成 26 年 1 月 1 日～3 月 31 日)

有害物ばく露作業報告書の書き方

有害物ばく露作業報告の対象物質（17 物質）が定められました。

報告対象物について、年間 500kg 以上の製造・取扱いがある事業場は、例外なく報告が必要です。



1. 報告の目的

「有害物ばく露作業報告」は、ヒトに健康障害を起こすおそれがある物質として国内外で問題視されている物質（以下「報告対象物質※1」という）について、事業者自らが、報告対象物質の製造・取扱いの状況等を調査し、その結果を労働基準監督署に報告するもので法令※2に定められた報告です。

厚生労働省では化学物質による労働者の健康障害のリスク評価※3を実施しています。リスクの高い作業の把握や、その原因の解析を行い、これに基づき適切な健康障害の防止の措置を検討します。報告いただいた情報は、このリスク評価に活用されます。

事業者の方々には、当該報告の趣旨をご理解いただき、労働者の健康を守り、また、事業者のリスクアセスメントの一環として、有害物ばく露作業報告を提出してください。

※1 各物質の情報はp. 3~4を参照

※2 p. 11を参照

※3 リスク評価のしくみは、下図を参照

化学物質による労働者の健康障害に係るリスク評価のしくみ

ばく露評価

有害物ばく露作業報告(事業者)

ばく露調査(国)

ばく露評価(国)

有害性評価

有害性情報の収集(国)

有害性評価(国)

リスク評価

リスク評価では、ばく露調査から得られたばく露濃度の最大値と、有害性評価から得られた評価値を比較して問題となるリスクがあるかを評価します。

問題となるリスクが確認された場合には、当該化学物質について健康障害防止措置等の導入が検討されます。

※ 詳細は、「ばく露評価ガイドライン」に記載されております。
(<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/01/d1/s0115-4a.pdf>)

2. 報告の概要

● 報告が必要な事業者

報告対象期間において、報告対象物質毎に500kg以上※製造、又は取扱った事業場における事業者の方は、報告が必要です。

製造、又は取り扱いが短時間でも、また発散抑制等の措置を講じた場合でも、ばく露の可能性がありますので、すべからく報告してください。

※ 報告対象物質を含有する製剤の場合は、この製剤の「製造、又は取り扱い量」×「報告対象物質の含有率」を計算し、その値が500kg以上になる場合には報告が必要になります。

● 報告対象期間

平成25年の1年間（平成25年1月1日～12月31日）の作業について、平成26年1月1日～3月31日の間に報告してください。

● 報告対象物質

報告対象物質はp3～4の17物質です。

● 報告の手順

- ① 報告書の用紙を最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局から入手するか、厚生労働省ホームページから印刷してください。
(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki/jun/anzen/eisei36/21.html>)
- ② 「4. 報告書の書き方 (P. 5～6)」に従って、報告書を作成します。
- ③ 平成26年1月1日～3月31日の間に事業場の地域を管轄する労働基準監督署に、報告書を提出してください。

※ 電子申請によって手続きを行う場合は、電子政府の総合窓口(e-Gov) (<http://www.e-gov.go.jp/>)を参照してください。

★ 報告スケジュール

